

がん患者さんのための地域の療養情報

しまねのがんサポートブック (仮称)

素案

も く じ

はじめに

がんや療養生活について詳しく知るには

第1部 病気や治療について

1. がんと言われたとき

- (1) 診断の結果を上手に受け止めるには
- (2) がんと診断されたらまず行うこと

2. 県内のがん診療体制

- (1) がん診療連携拠点病院
- (2) がん診療連携推進病院
- (3) がん情報提供促進病院

3. 痛さやつらさを和らげたい

- (1) 緩和ケア
- (2) 緩和ケアはどこで受けられますか

4. 納得して治療を受けたい

- (1) 医療者とよい関係をつくるには
- (2) 情報を集めましょう
- (3) セカンドオピニオンを活用する

第2部 がんについて相談したい

1. がん相談支援センター

2. 同じ病気の方の話を聞いてみたい

- (1) 患者サロン・患者会
- (2) がんピアサポート

第3部 お金のことについて

1. 医療費の負担を減らしたい

- (1) 高額療養費制度
- (2) 高額医療・高額介護合算制度
- (3) 医療費等の控除

2. 家庭の状況にあう支援を受けたい

- (1) 傷病手当金
- (2) 生活保護
- (3) 生活福祉資金貸付制度

3. 障害についての支援を受けたい

- (1) 障害年金
- (2) 障害手当金
- (3) 福祉医療

4. その他の制度

- (1) アスベスト健康被害に関する制度
- (2) 基金

第4部 社会とのつながりの中で自分らしく向き合うために

1. 自宅での療養を続けたい

- (1) 訪問診療
- (2) 訪問看護
- (3) 訪問薬剤管理指導
- (4) 介護保険
- (5) 身体障害者手帳
- (6) 介護用品のレンタル
- (7) 介護タクシー
- (8) 高齢者の相談窓口（地域包括支援センター）

2. 治療を受けながら働きたい

3. 地域で安心して暮らしたい

- (1) 地域連携クリティカルパス
- (2) まめネット

第5部 子どもの支援について

1. 子どもの生活を支えたい

- (1) 入院中の教育・復学
- (2) 医療的ケアの必要な子どもの退院支援
- (3) 入院中のきょうだい支援

2. 子ども向けの制度を知りたい

- (1) 小児慢性特定疾患疾病治療研究事業
- (2) 乳幼児等医療費助成制度
- (3) 特別児童扶養手当
- (4) 障がい児福祉手当
- (5) その他の制度

第6部 問合せ一覧

- ・市町村一覧
- ・年金事務所一覧
- ・介護保険 保険者一覧
- ・税務署一覧
- ・保健所一覧

はじめに

がんと診断されて 頭が真っ白に…

受け止め方はいろいろです

どのような治療がよいのか…

同じ病気の患者さんのお話を聞きたい…

今の生活、家事や仕事は続けられるのか…

医療費や生活費のことも知りたい…

病気があっても自分らしく

患者と、寄り添う家族が

助け合いの中で、安心して暮らせますように

しまねのがんサポートブック（地域の療養情報）は、患者さんに寄り添い、支えることの助けとなることを目指してつくられました。

がんと診断された患者さんが活用できる相談窓口や、お住まいの地域の支えあいの場の情報、経済的・社会的な制度などを、がんの治療過程のおおよその流れに沿ってお知らせしています。

がんや療養生活について詳しく知るには

国立がん研究センターでは、「患者必携 がんになったら手にとるガイド 普及新版」「わたしの療養手帳」を作成し、ホームページで公開しています。本書とあわせてご利用ください。

「患者必携 がんになったら手にとるガイド 普及新版」

がん患者さんの療養に役立つ情報（病気や治療のこと、費用や支援制度、各がん種の療養に役立つヒントなど）を取りまとめた冊子です。



「わたしの療養手帳」

患者さん自身が治療や療養生活において、聞いたり、調べたりして理解したことを書き留めて整理する手帳です。



■入手方法

ホームページより無料で閲覧・印刷することができます。

[がん情報サービス http://ganjoho.jp/public/qa_links/hikkei/hikkei02.html]

QRコード

一般書店でも本として購入できます。

※がん診療連携拠点病院のがん相談支援センターでは、見本を閲覧することができます。

第1部 病気や治療について

1. がんと言われたとき

※文面は「がんになったら手に取るガイド」から引用。
島根県版の文章に修正する必要あり。

(1) 診断の結果を上手に受け止めるには

つらい気持ちや不安な気持ちを自分の中にため込まないで、家族や親しい友人、そして医療者に率直に話してみましょう。

■患者さんの手記

(がんと告知されたときの心境など)

※文面は「がんになったら手に取るガイド」から引用。
島根県版の文章に修正する必要あり。

(2) がんと診断されたらまず行うこと

まだ気が動転している時期であることが多いのですが、担当医から今後の大まかな予定を聞いたり、自分にとって必要な情報を集めておくと、落ち着いた気持ちで治療について考えられるようになります。

■担当医に聞いておきたいことの例

- 何という、がんですか。
- がんとわかった検査の結果を教えてください
- その診断はもう確定しているのでしょうか、それともまだ疑いがあるという段階なのでしょうか。
- がんはどこにあって、どの程度広がっていますか。
- ほかにどんな検査が必要ですか。その検査は痛い/つらいですか。
- 今度どんな状況が起こる可能性がありますか。
- 私が受けることのできる治療には、どのようなものがありますか。
- どのような治療を勧めますか、ほかの治療法はありますか。その治療を勧める理由を教えてください。
- その治療を選んだときの期待できる効果は何ですか(生存期間や生活の質、苦痛の軽減など)。
- その治療を選んだときに起こりうる合併症、副作用、後遺症はどのようなものがありますか。それに対する治療や対処法はありますか。
- 治療の方法を教えてください(回数、頻度、期間、場所、費用など)。治療前に準備しておくことはありますか。
- 今までどおりの生活を続けることはできますか(食事、仕事、家事、運動、性生活などへの影響はありますか)。
- 普段の生活や食事のことで気を付けておくことはありますか。
- こころの悩みや不安のことを相談したいときはどうすればよいですか。
- 家族の心配事や悩みを相談するときはどうすればよいですか。

〔出典：がんになったら手に取るガイド 普及新版〕

2. 県内のがん診療体制

(1) がん診療連携拠点病院

質の高いがん医療が受けられるように、厚生労働大臣が指定した病院。

病院名	住所	電話番号
島根大学医学部附属病院		
松江市立病院		
松江赤十字病院		
島根県立中央病院		
浜田医療センター		

(2) がん診療連携推進病院

質の高いがん医療が受けられるように、地域連携を図ることによりがん診療連携拠点病院と同等の機能を有し、知事が指定した病院。

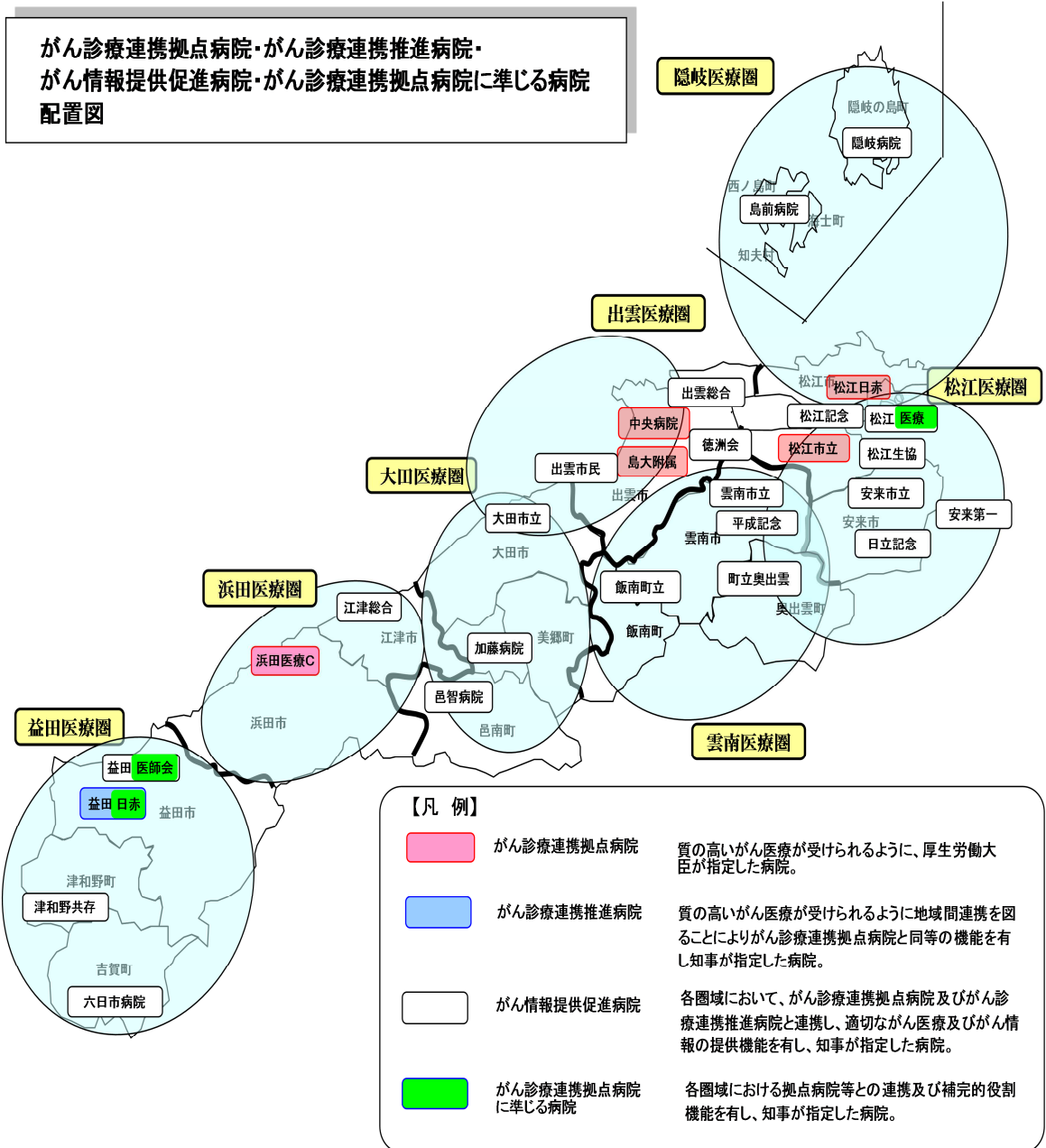
病院名	住所	電話番号
益田赤十字病院		

(3) がん情報提供促進病院

各圏域において、がん診療連携拠点病院及びがん診療連携推進病院と連携し、適切ながん医療及びがん情報の提供機能を有し、知事が指定した病院。

病院名	住所	電話番号
松江医療センター		
松江生協病院		
松江記念病院		
安来市立病院		
日立記念病院		
安来第一病院		
雲南市立病院		
平成記念病院		
町立奥出雲病院		
飯南町立飯南病院		
出雲市立総合医療センター		
出雲市民病院		
出雲徳洲会病院		
大田市立病院		

公立邑智病院		
加藤病院		
済生会江津総合病院		
益田地域医療センター医師会病院		
津和野共存病院		
六日市病院		
隠岐病院		
隠岐島前病院		



3. 痛さやつらさを和らげたい

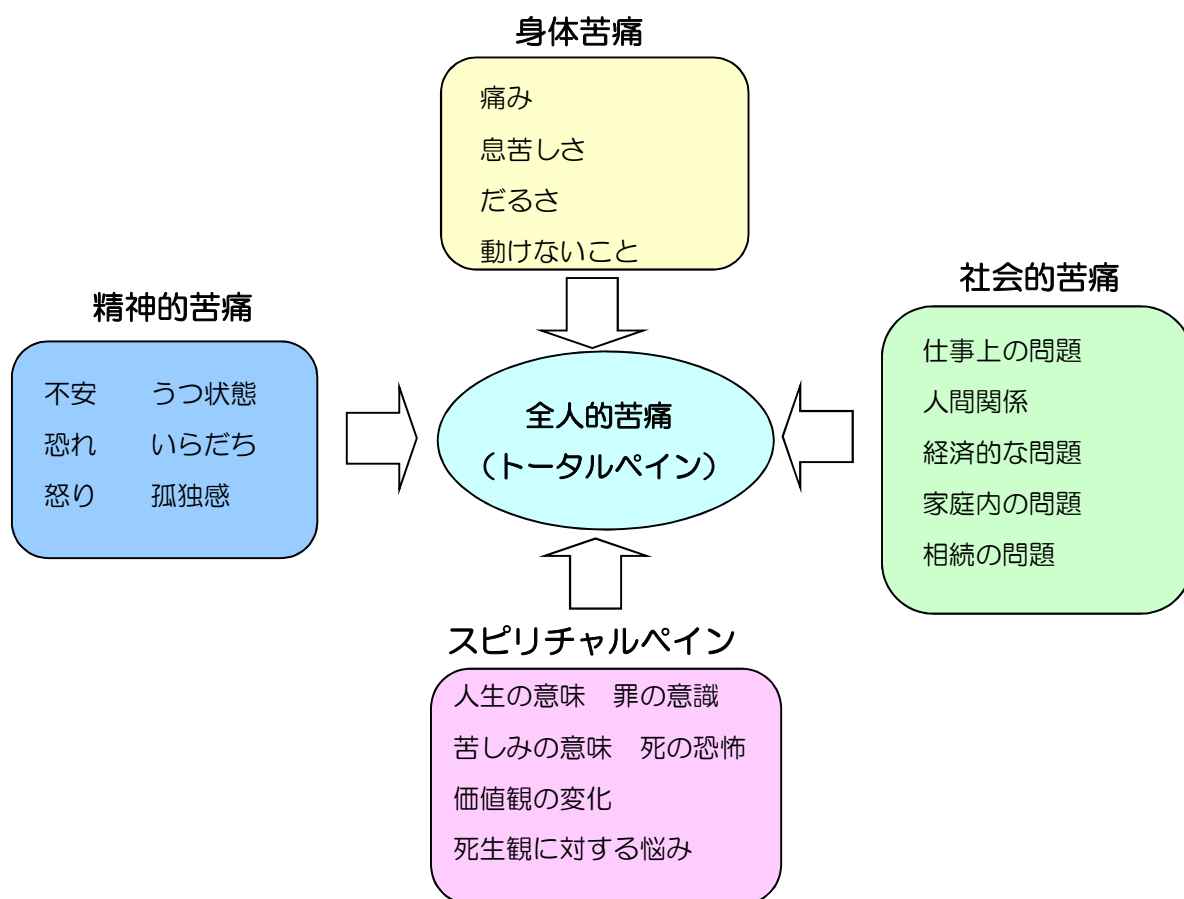
(1) 緩和ケア

緩和ケアとは、がん患者さんの体や心のつらさを和らげ、生活やその人らしさを大切にする考え方です。

がんの療養中は、痛みや吐き気、食欲低下、息苦しさ、だるさなどの体の不調、気分の落ち込みや絶望感などの心の問題が患者さんの日常生活を妨げる事があります。

病気の治癒を目的としたものではなく、可能な限りその人らしく快適な生活を送れるようにするケアです。

緩和ケアは患者さんのどのような病状であっても、どのような時期にも受けることができます



全人的苦痛（トータルペイン）をもたらす背景

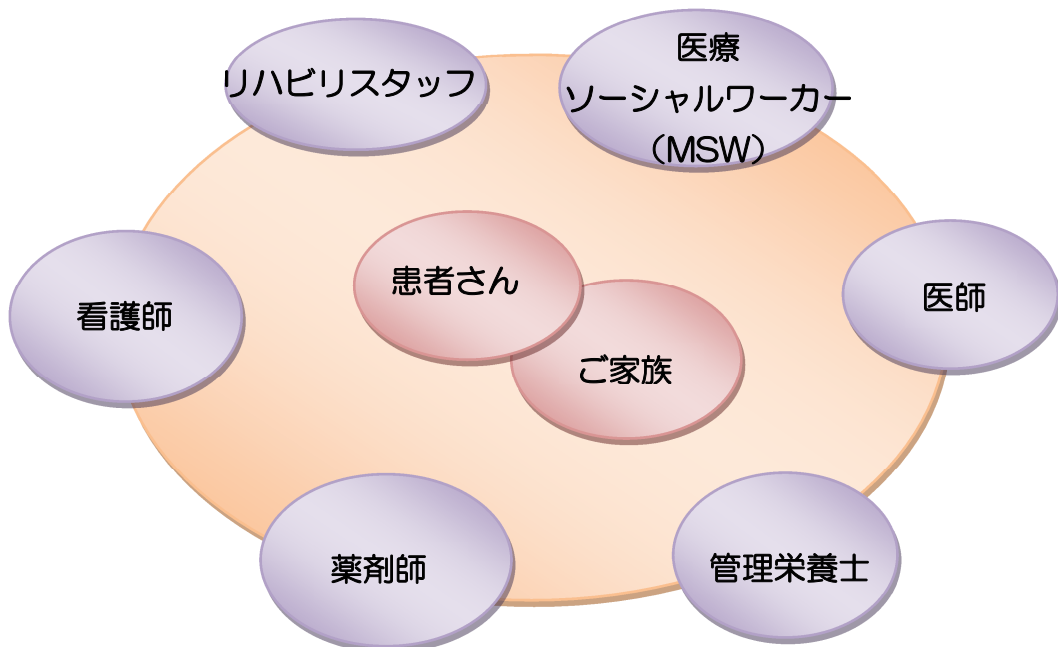
(2) 緩和ケアはどこで受けられますか？

緩和ケアは、自宅でも入院や通院治療中の病院内でも受けることができます。がんの治療中かどうかや、入院・外来、在宅療養などの場を問わず、受けることができます。

①緩和ケアチーム

がん治療と並行して受ける緩和ケアは、主に「緩和ケアチーム」が、担当します。がん診療連携拠点病院には、緩和ケアチームが設置されています。それ以外でも緩和ケアチームが設置されている医療機関もあります。

緩和ケアチームの診療は、主治医から勧められることもありますが、患者さんや家族から希望することもできます。



緩和ケアチーム・緩和ケア病棟のイメージ図

②緩和ケア外来

緩和ケア外来は、通院中の患者さんに対して、院内の緩和ケアチームが行う外来です。

がんの治療が一段落しても痛みやだるさが残ったり、病状の変化や生活について不安が生じることもあります。緩和ケア外来を定期的にあるいは必要に応じて受診することでこうした苦痛を軽減できます。

③緩和ケア病棟

病気そのものを治すことが難しい状態にある患者さんご家族のためのケアの場です。体のつらい症状や、心のつらさ、苦しみを和らげることを治療として位置づけています。

緩和ケア病棟に入院を希望される場合には、
まずは主治医に相談してください。
入院の前には、事前相談が必要です。
入院までの流れに関しては、各医療機関に相談してください

緩和ケア病棟のある医療機関

④在宅での緩和ケア

未定稿

4. 納得して治療を受けたい

※文面は「がんになったら手に取るガイド」から引用。
島根県版の文章に修正する必要がある。

(1) 医療者とよい関係をつくるには

がんという病気では、診断や治療、その後の療養など長く医療者と関わり、話し合っていくことになります。診断や治療などの医学的なことについて、あなたの病状を最もよく理解しているのは、担当医や看護師です。一方であなたの自覚症状や、困っていること、心配なことなどはあなた自身にしかわかりません。納得しながら治療を進めていけるように、あなた自身の状況について率直に伝え、関係を築いていくことが大切です。

■医療者と上手に対話するコツ

- 困ったこと、わからないことは素直に伝えましょう。
- 何度か対話を重ねていくうちに、信頼関係を築いていくことができるはずです。
- 診察の時、信頼できる人に付き添ってもらい、知りたいことをしっかり聞き取る準備をしましょう。
- 担当医との面談のときには、聞きたいことを箇条書きにしたメモを持参しましょう。聞き漏らすことがなく、効率的に質問できます。
- 看護師やがん相談支援センターなどの協力を得ることも考えましょう。

〔出典：がんになったら手に取るガイド 普及新版〕

※文面は「がんになったら手に取るガイド」から引用。
島根県版の文章に修正する必要あり。

(2) 情報を集めましょう

がんの情報を集めるときは、自分にとって何が役に立つのか、内容は信頼できるのかなど、気を付けるポイントがあります。

■がん情報さがしの10カ条

1. 情報は“力”。あなたの療養を左右することがあります。活用しましょう。
2. あなたにとって、いま必要な情報は何か、考えてみましょう。
3. あなたの情報を一番多く持つのは主治医。よく話してみましょう。
4. 別の医師の意見を聞く「セカンドオピニオン」を活用しましょう。
5. 医師以外の医療スタッフにも相談してみましょう。
6. がん拠点病院の相談支援センターなど、質問できる窓口を利用しましょう。
7. インターネットを活用しましょう。
8. 手に入れた情報が本当に正しいかどうか、考えてみましょう。
9. 健康食品や補完代替医療は、利用する前によく考えましょう。
10. 得られた情報をもとに行動する前に、周囲の意見を聞きましょう。

〔出典：国立がんセンター がん対策情報センター〕

がん情報が掲載されているホームページ

- 国立がん研究センター がん対策情報センター
- 島根県ホームページ「しまねのがん対策」
-
-

(3) セカンドオピニオンを活用する

※文面は「がんになったら手に取るガイド」から引用。
島根県版の文章に修正する必要あり。

■セカンドオピニオンとは？

セカンドオピニオンとは、患者さんが納得のいく治療法を選択することができるように、治療の進行状況、次の治療選択などについて、現在診療を受けている担当医とは別に、違う医療機関の医師に「第2の意見」を求めることです。セカンドオピニオンは、担当医を替えたり、転院したり、治療を受けたりすることだと思っている方もいらっしゃいますが、そうではありません。まず、ほかの医師に意見を聞くことがセカンドオピニオンです。

■はじめの意見（ファーストオピニオン）を大切に

複数の医師の意見を聞き、どれを選んでよいかわからなくなってしまうことのないように、最初に求めた担当医の意見（ファーストオピニオン）を十分に理解しておくことが大切です。ファーストオピニオンで、「自分の病状、進行度、なぜその治療法を勧めるのか」などについて理解しないまま、セカンドオピニオンを受けてもかえって混乱してしまいます。これまでの検査結果と説明を振り返ってみましょう。

■セカンドオピニオンを受ける医師や病院の選び方

近年、がん医療を行っている病院では「セカンドオピニオン外来」を設置しているところが増えています。セカンドオピニオンをどこで受けるか迷う場合には、がん相談支援センターに問い合わせると、その地域のセカンドオピニオン外来を行っている病院や、専門領域などの情報を得ることができます。このほか、例えば「手術を勧められているけれども、放射線治療を検討したい」といった、具体的な治療方法に関する希望がある場合には、がんの放射線治療を専門とする医師にセカンドオピニオンを受けるという方法もあります。

■セカンドオピニオンを受けた後

セカンドオピニオンを受けたら、別の医師の意見を聞くことによって、あなたの病気や治療方針についての考えが変化したかどうか、もう一度現在の担当医に報告したうえで、これからの治療法について再度相談しましょう。セカンドオピニオンに対する担当医の意見を聞くことで、治療への理解がより深まり、納得する治療を選択することができますようになります。

■セカンドオピニオンを受けるときの流れと心がけておきたいこと

- まず、担当医の診断と治療方針（ファーストオピニオン）を聞きましょう。
↓
- セカンドオピニオンを受けたいという希望を担当医に伝えて、紹介状を受け取りましょう。
↓
- 希望先の医療機関のセカンドオピニオン外来に申し込みをしましょう。
↓
- あらかじめまとめておいた、聞きたいことや自分の希望を伝えましょう。
↓
- セカンドオピニオンを受けたら、担当医に必ず報告して、今後のことを相談しましょう。

〔出典：国立がんセンター がん対策情報センター〕

第2部 がんについて相談したい

1. がん相談支援センター（がん治療や療養生活全般の相談窓口）

がん相談支援センターでは患者さんや家族、地域の方々にご利用いただけるように、専門の相談員が、がんに関する情報を提供したり、がんの治療や療養生活全般のさまざまな相談にお答えします。かかりつけの病院かどうかは問いません。その病院にかかっていなくても、誰でも無料で相談できます。

島根県内のがん相談支援センター設置箇所

医療機関名	電話番号	相談時間
松江市立病院	0852-60-8083	平日（月～金） 9:00～17:00
松江赤十字病院	0852-32-6901	平日（月～金） 8:20～16:50
島根県立中央病院	0853-30-6500	平日（月～金） 9:00～16:00
島根大学医学部附属病院	0853-20-2518	平日（月～金） 9:30～17:00
浜田医療センター	0855-28-7096	平日（月～金） 9:00～17:00
益田赤十字病院	0856-22-1480 (内線 167)	平日（月～金） 9:00～16:00

がん相談支援センターに寄せられる主な相談内容（Q&A）

2. 同じ病気の方の話を聞いてみたい

(1) がんサロン・がん患者団体

県内には、がん患者間の交流や情報交換を目的とした患者団体があるほか、がん患者や家族、遺族の方々がお互いの療養体験を語り、励まし合うとともに、情報交換や意見交換、学習会などを行うための交流の場である「がんサロン」が病院内や地域に開設されています。

※掲載の可否、内容について、各サロン・団体に確認する必要あり
掲載の順番についても圏域別等に並び替える。

No.	名称	開催場所	住所	開催日	サロン連絡先
1	益田がんケアサロン	益田市総合福祉センター内	益田市須子町 3-1	毎月1回 第3土曜日 13:30 ～ 16:00	TEL: 0856-22-0772 (納賀)
2	くつろぎサロン	松江赤十字病院内	松江市母衣町 200	毎週水曜日 14:00 ～ 16:00 *第2水曜日はレディースデー	TEL: 0852-31-1082 (内容)
3	がん情報サロンちょっと寄って見ません家	出雲市内	出雲市小山町 237-12	毎週月～金曜日 11:00 ～ 17:00	TEL: 0853-22-8777 (佐藤)
4	ほっとサロン	島根大学医学部附属病院内	出雲市塩冶町 89-1	毎週月曜日 10:00 ～ 15:00	TEL: 090-5370-4689 (小林)
5	ハートフルサロン松江	松江市立病院内	松江市乃白町 32番地 1	毎週火曜日 13:00 ～ 15:00	松江市立病院 地域医療課 TEL: 0852-60-8083
6	ほっとサロン益田	益田赤十字病院内	益田市乙吉町イ 103-1	毎週火曜日 13:00 ～ 15:00	TEL: 0856-52-2422 (佐々木)
7	なごやかサロン	県立中央病院内	出雲市姫原町 4丁目 1番地 1	毎月2回 第2, 第4金曜日 10:00 ～ 12:00	TEL: 0853-22-8777 (佐藤)
8	おおなん元気サロン	健康センター「元気館」及び石見保健センター	邑智郡邑南町三日市 32 邑智町瑞穂支所内	毎月1回第3月曜日 9:30～ 12:00	TEL: 0855-83-1269 (加山)

9	ほっとサロン 浜田	国立病院機構 浜田医療センター内	浜田市浅 井町 777-12	毎月4回 第1, 第2, 第3, 第4 水曜日 13:00 ~ 15:30	TEL: 0855-23-1861 (西田)
10	ふれあいサロ ン	松江生協病院内	松江市西 津田 8-8-8	毎月 第 1, 第3, 第5木曜日 12:00 ~ 14:00 (第1, 第 3) 14:00 ~ 16:00 (第5)	松江生協病院 医療福祉相談室 TEL: 0852-23-1111 (代表)
11	がんサロンお おだ	ゆきみーる内	大田市大 田町大田 イ 370	毎月1回 第1土曜日 10:00 ~ 12:00	TEL: 0854-82-7345 (三宅)
12	肺がんサロン 「つどい」	国立病院機構松江セ ンター	松江市上 乃木 6-8-31	毎月2回 第1, 3金 曜日 14:00 ~ 16:00	TEL: 0852-22-3045 (吉田)
13	サロン隠岐た んぼぼ	隠岐病院内	隠岐の島 町城北町 355	毎月2回 毎月1日, 16日 13:30 ~ 15:30	TEL: 08512-5-3711 (藤田)
14	あじさいの会	済生会 江津総合病院内	江津市江 津町 1551	休止中	済生会江津総合病院 TEL: 0855-54-0101 (代表)
15	ケアサロン津 和野	津和野町民センター 内	鹿足郡津 和野町後 田口 66-2	毎月1回 第2土曜日 13:30 ~ 15:00	TEL: 0856-72-0822 (益成)
16	ひまわりの会	中央公民館まちづく りセンター	大田市大 田町大田	毎月1回 第2水曜日 13:30 ~ 15:30	TEL: 090-9061-1374 (塩谷)
17	ほっとサロン ふらた	出雲市立総合医療セ ンター内	出雲市灘 分町 613	毎週水曜日 10:00 ~ 12:00	TEL: 090-1018-7352 (柳楽)
18	雲南サロン陽 だまり	雲南市内 (雲南保健 所内)	雲南市木 次町里方 531-1	毎月2回 第2, 第4 木曜日 10:00 ~ 15:00	TEL: 090-5370-4689 (小林)

19	悠サロン あーす	益田市内	益田市駅前町 9-29	休止中	TEL: 0856-23-1344 (小川)
20	吉賀町「ゆめサロン」	吉賀町保健センター	鹿足郡吉賀町六日市 582番地1	毎月1回 第3土曜日 13:00 ～ 14:30	TEL: 0856-78-0203 (石川)
21	電話サロン	松江生協病院内 (直通電話 0852-22-3217)	松江市西津田 8-8-8	毎月2回 第2, 第4 木曜日 14:00 ～ 16:00	TEL: 090-4572-1443 (多久和)
22	西ノ島町女性のためのがんサロンすまいる	西ノ島町内 (島前集合庁舎隠岐保健所内)	隠岐郡西ノ島町大字別府字飯田 56-17 (島前集合庁舎2階)	随時	TEL: 090-7372-3401 (島津)
23	伊野こみこみサロン	伊野コミュニティセンター	出雲市野郷町492-5	毎月1回 第1火曜日 13:00 ～ 15:00	TEL: 090-4572-1443 (多久和)
24	奥出雲サロン「暖々」	奥出雲健康センター (町立奥出雲病院併設)	仁多郡奥出雲町三成 1622-1	毎月1回 第1金曜日 14:30 ～ 16:30	町立奥出雲病院 地域医療室 TEL: 0854-54-1124
25	サロンさくら	安来市立病院	安来市広瀬町広瀬 1931	毎月1回 第3水曜日	安来市立病院 看護部 TEL: 0854-32-2121
26	飯南病院 患者サロン	飯南町立飯南病院	飯石郡飯南町頓原 2060	毎月2回 第2・4 火曜日 9:30～ 12:00	飯南病院地域医療部 TEL: 0854-72-0221
27	がん情報サロン	松江市内	松江市西川津町 748-6	随時	TEL: 0852-24-3926 (富田)
28	雲南市立病院院内サロン ふれ愛	雲南市立病院	雲南市大東町飯田 96-1	毎月2回 第2・4 金曜日 13:30 ～ 15:30	雲南市立病院 保健推進課 TEL: 0854-43-3602

【がん患者団体等】

No.	名称	連絡先
29	あけぼの会島根支部 (乳がん)	TEL: 0852-22-7313 (小泉)
30	日本オストミー協会島根県支部	TEL: 0852-21-4319 (糸川)

31	公益財団法人 日本骨髄バンク 地区普及広報委員	TEL: - - (福富)
----	----------------------------	---------------------------

(2) がんピアサポート

ピアは「仲間」、サポートは「支える、援助する」という意味をもちます。

がんのピアサポーターとは、がんの治療体験者が、がんの正しい知識などを身につけ、自分の体験を活かし、同じ立場でがん患者さんをサポートする人のことをいいます。

島根県が主催する研修を修了したがんピアサポーターが、あなたやご家族のがんについての思いや不安、現在抱えている悩みなどをお伺いします。

県内のがん診療連携拠点病院などで「がん相談会（仮称）」を開催しています。詳細については、以下の連絡先にてご確認ください。

〇〇〇〇〇〇 TEL : 〇〇-〇〇

がんピアサポーターからのメッセージなど

第3部 お金のことについて

1. 医療費の負担を減らしたい

(1) 高額療養費制度

医療機関や薬局で支払った費用のうち、公的医療保険が適用されるものが1か月（1日～末日）で一定額を超えると、超えた金額が支給される制度が「高額療養費制度」です。

自己負担の上限額は年齢や所得によって異なります。

<70歳未満の場合>

所得区分	1か月の負担の上限額
上位所得者	150,000円＋（総医療費－500,000円）×1%
一般	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%
低所得者	35,400円

※医療機関、入院、外来、医科、歯科を別々に計算します。

※院外薬局を利用された場合の薬の費用は、処方した医療機関の医療費として計算します。

例) 一般所得区分で1か月の総医療費100万円、自己負担30万円の場合

自己負担上限額＝80,100円＋（1,000,000円－267,000円）×1%＝87,430円

高額療養費＝窓口負担額－自己負担上限額＝300,000円－87,430円＝212,570円



<70歳以上の場合>

所得区分		1か月の負担の上限額（入院+外来）	
		外来（個人ごと）	
現役並み所得者		44,400円	80,100円+（総医療費-267,000円）×1%
一般		12,000円	44,400円
低所得者	Ⅱ	8,000円	24,600円
	Ⅰ		15,000円

※1か月の間の医療費は、金額に関係なく合算することができます。

さらに負担を軽減するために・・・

①世帯合算

1か月のうち、同一世帯（同じ医療保険に加入している被保険者・被扶養者）の医療費の合計が自己負担限度額を超えた場合、高額療養費制度を利用することができます。

※70歳未満の方は、21,000円以上のものが合算の対象です。

※窓口負担のうち、保険外費用（食事、差額ベッド、文書等）は除きます。

例）70歳未満の一般所得区分世帯

被保険者本人(70歳未満)	総医療費	窓口負担	
A 病院	300,000円	90,000円	←21,000円を超えるため合算対象
被扶養者（70歳未満）			
C 病院	80,000円	24,000円	←21,000円を超えるため合算対象
D 医院	10,000円	3,000円	←21,000円を超えないため合算対象外
被扶養者（70歳以上）			
E 医院	30,000円	3,000円	←70歳以上は金額制限がないため合算対象
合計		410,000円	117,000円

自己負担上限金額=80,100円+（410,000円-267,000円）×1%=81,530円

高額療養費=窓口負担合計-自己負担上限金額=117,000円-81,530円=35,470円

②多数該当

直近の12カ月のうち、高額療養費に該当した月が3回以上となった場合は、4回目からの自己負担限度額が軽減されます。

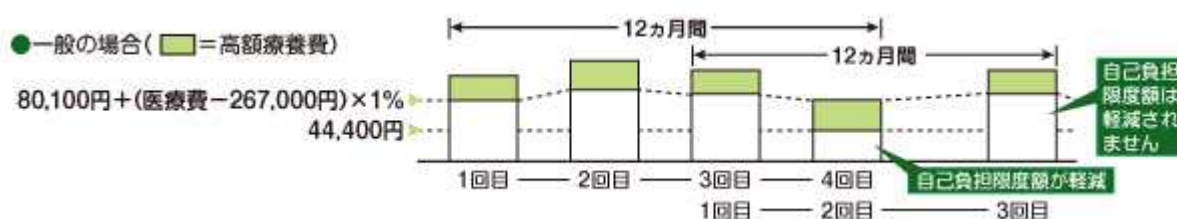
※70歳未満の方と、70歳以上の上位所得の方が対象となります。

<70歳未満>

所得区分	1か月の負担の上限額	多数該当(4回目以降)
上位所得者	150,000円+(総医療費-500,000円)×1%	83,400円
一般	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
低所得者	35,400円	24,600円

<70歳以上>

所得区分	1か月の負担の上限額	多数該当(4回目以降)
現役並み所得者	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円



高額な窓口負担を軽減するために・・・

■限度額適用認定証

高額療養費制度により、自己負担限度額を超えた医療費は払い戻されますが、一旦は支払わなければならないため、高額なお金の準備が必要となる場合があります。

事前に加入保険者へ『限度額適用認定証』の発行を申請し、病院の窓口へ提出しておくことで、保険適用となる診療費の1ヶ月の窓口負担が自己負担限度額までにおさえることができます。

申請が必要な方

- ・70歳未満の方
- ・70歳以上の低所得者

※医療機関、入院・外来、薬局それぞれでの取扱いとなります。

※同月に入院や外来など複数の受診がある場合や、世帯合算の場合は高額療養費の申請が必要となる場合があります。

※保険外負担分（差額ベッド代など）や、入院時の食事負担額等は対象外となります。

※2012年4月から外来でも限度額適用認定証が利用できるようになりました。

■標準負担額減額認定証

入院すると1食につき食事代を負担しなければなりません。所得によって負担する食事代が減額になる場合があります。

食事代の減額を受けるには、『標準負担額減額認定証』の手続きが必要です。

対象者

- ・70歳未満の非課税世帯の方
- ・70歳以上の低所得世帯の方

※限度額認定証の申請にあわせて手続きができ、どちらも対象となる場合は『限度額適用・標準負担額減額認定証』が発行されます。

◎お問合せ：加入している公的医療保険の窓口

- ・国民健康保険 → 市町村役場医療保険担当窓口
- ・組合管掌健康保険 → 加入保健組合
- ・全国健康保険協会 → 全国健康保険協会 各都道府県支部
- ・後期高齢者健康保険 → 市町村役場医療保険担当窓口

(2) 高額医療・高額介護合算療養費制度

同じ医療保険に加入している方で、毎年8月1日から1年間で公的医療保険と介護保険の両方の支払いがあり、それぞれの自己負担額を合算したものが限度額を超えると払い戻しが受けられる制度です。

※医療費の自己負担には、保険適応外の費用（食費負担や差額ベッド代、文書料等）は含めることができません。

※高額療養費、高額介護（介護予防）サービス費の対象となる自己負担が発生した場合は、各制度を活用した後の自己負担額が合算の対象になります。

◎お問合せ：加入している公的医療保険の窓口、介護保険の窓口

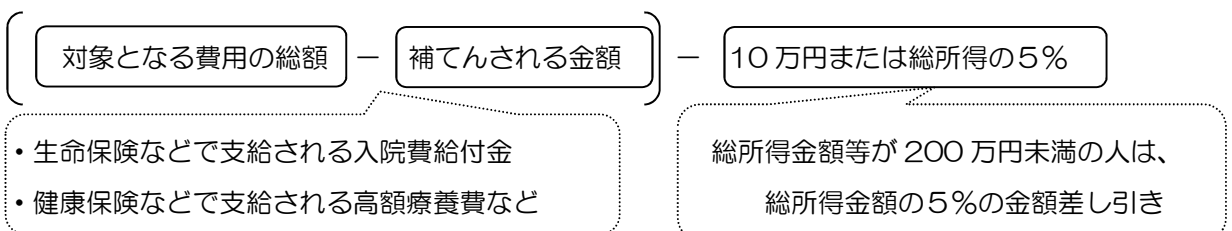
(3) 医療費等の控除

所得税や住民税を支払っている方が1年間（1/1～12/31）に一定以上の医療費や介護費用を支払った場合、確定申告することで税金が軽減されます。

<対象となる主な費用>

- ・ 医師や歯科医師による診療費
- ・ 治療や療養に必要なお薬代
- ・ 治療のためのあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師の施術費用
- ・ 医療費控除の対象となる介護保険サービスの自己負担額
- ・ 通院費（ガソリン代や駐車場料金は含まない）、医師等の送迎費、入院時の部屋代、食事代、医療用器具等の購入代や賃借料
- ・ 寝たきり高齢者のおむつ代（医師が発行する証明書が必要）
- ・ 保険師、看護師や家政婦等に付添など療養上の世話を依頼したときの費用など

<対象となる金額>



※支払を証明する領収書やレシートが必要になります。

※勤務先の年末調整とは別に、自分で確定申告を行う必要があります。

◎お問合せ：お住まいの税務署

2. 家庭の状況にあう支援を受けたい

(1) 傷病手当金

病気やけがで働けず、十分な報酬が得られない間の所得を保障するための手当です。受給期間は支給開始から最長1年6ヶ月です。

〈対象となる人〉

全国健康保険協会や組合管掌健康保険等に参加している被保険者

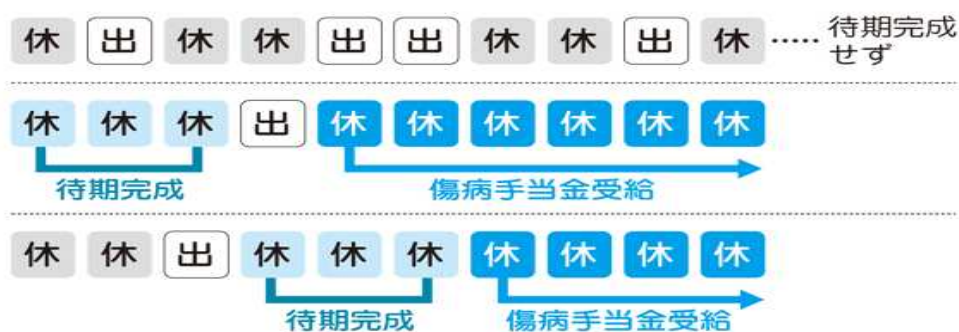
※国民健康保険には傷病手当金の制度はありません

※被扶養者への給付はありません

〈対象の条件〉

- ① 業務外で生じた病気やけがにより休んでいること
- ② 仕事ができないこと
- ③ 連続した3日間を含む4日以上のお休みがあること
- ④ 休んでいる期間の給与の支払いがないか、傷病手当金の額より少ない支払いであること

●「待期3日間」の考え方



※健康保険などの加入期間が1年以上あれば、退職後も傷病手当金の給付を受けられます(待機期間が完了していることが条件)。

◎お問合せ：加入している公的医療保険の窓口

(2) 生活保護

病気や失業、さまざまな理由により生活が経済的に困難になったときに「健康で文化的な最低限度の生活」が送れるように保障する制度です。

保護の内容は日常生活を送るためのものや医療を受けるためのもの、介護サービスを受けるためのものなどの8種類があります。

〈対象〉

- ・世帯の収入が国の定める基準以下
- ・他の制度や資産、援助、能力など活用できるものをすべて活用してもなお生活が維持できないこと

※最低生活費は居住地や世帯の人数、年齢などによって異なります

※最低生活費に不足するものが支給されます

◎お問合せ：各市町村役場の福祉事務所や生活保護担当窓口

(3) 生活福祉資金貸付制度

病気により世帯の収入が減ってしまったり、障害者手帳の交付を受けていて、経済的な自立と安定した生活を送るための資金を無利子または低金利で借りることができる制度です。

日常生活費や療養費、福祉サービスの費用など、資金の用途によって借り入れ限度額や貸付条件が異なります。

◎お問合せ：お住まいの市町村の社会福祉協議会

3. 障害についての支援を受けたい

(1) 障害年金

病気やけがのために一定の障害が生じると、その程度に応じて支給される年金です。
がんのために日常生活や就労に制限を受ける状態になったとき受けられる場合があります。

受給の可否や年金額などは、加入状況、保険の種類、本人の状態などによって異なります。

<受給の要件>

①年金加入要件

- ・はじめて診察を受けた日に公的年金に加入している方
- ・公的年金に加入していた60歳～65歳までの方
- ・20歳までにはじめて診察を受け、20歳になった方

(所得制限あり)

②障害状態要件

- ・初診日から1年6か月経過した日または症状が固定した日（障害認定日）に、定められた障害の状態に該当していること
- ※初診日から1年6か月経過していなくても状態によって障害認定日となる場合があります

- ・人工肛門、人工膀胱、喉頭全摘の手術をした日
- ・人工透析を開始したから3か月後
- ・肢体の切断または離断した日
- ・在宅酸素療法を開始した日

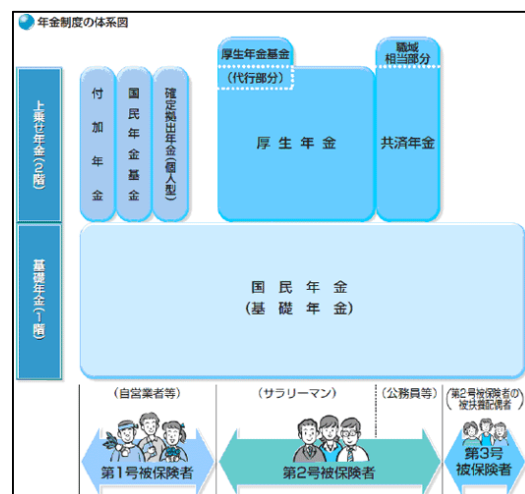
など

③保険料納付要件

- ・初診日の前日に、前々月までの国民年金に加入している期間の3分の2以上の期間、保険料を納付していること（免除された期間を含む）

<対象となる障害>

- ・視力 ・聴力 ・鼻腔 ・そしゃく機能 ・音声言語機能 ・体幹・脊柱の障害
- ・上肢・下肢
- ・精神の障害 ・呼吸器疾患 ・心疾患 ・肝疾患 ・腎疾患 ・神経系等の障害



- ・血液・造血器障害
- ・悪性新生物
- ・その他障害

◎お問合せ：加入している公的年金の窓口、年金事務所

(2) 障害手当金

厚生年金に加入している間に初診日があり、5年以内に症状が固定し、厚生年金の3級の基準よりも軽い障害に該当する場合に支給される手当です。

(3) 福祉医療

病気により身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方やひとり親家庭の方などは、世帯の所得によって医療費の自己負担が1割となり、かつ1月の支払いが上限額を超えると助成される「福祉医療」の対象となる場合があります。

<島根県上限額>

区分	入院	外来
一般	40,200円	12,000円
低所得	7,500円	4,000円

※お住まいの市町村によっては、さらに上限額を引き下げているところがあります。

◎お問合せ：お住まいの市町村役場

4. その他の制度

(1) アスベスト健康被害に関する制度

アスベスト（石綿）が原因で下記疾患にかかった方・そのご遺族の方は、「労災保険制度」または労災保険の対象にならなかった場合でも「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、医療費・弔慰金等の救済給付が受けられる場合があります。

	労災保険制度	石綿健康被害救済制度
対象疾患・病態	石綿肺 肺がん 中皮腫 びまん性胸膜肥厚 良性石綿胸水	石綿肺 肺がん 中皮腫 びまん性胸膜肥厚
対象者	労働保険加入者 (間接被爆も含む)	労働保険の対象にならない者
申請先	・労働基準監督署	・保健所 ・環境再生保全機構 TEL0120-389-931 (受付時間：平日 9:30～17:00)

(2) 基金

●つばさ支援基金

CML（慢性骨髄性白血病）、MDS（骨髄異形成症候群）、GIST（消化管間質腫瘍）、MM（多発性骨髄腫）で治療中の70歳未満の方に対する医療費助成基金です。

利用には所得などの条件があります。

◎お問い合わせ：つばさ支援基金（☎0120-711-656）

（ホームページ <http://kikin.tsubasa-npo.org/>）

●佐藤さち子患者支援基金

造血幹細胞移植が経済的に受けられない方に対して、移植にかかる費用が助成される基金です。

利用には所得などの条件があります

◎お問い合わせ：特定非営利活動法人 全国骨髄バンク推進連絡協議会

（☎03-5823-6360）

(ホームページ <http://www.marrow.or.jp/>)

●**淳彦基金**

造血幹細胞移植のためにHLA研究所で受けた検査費用を支援する基金です。
利用には所得などの条件があります。

◎お問い合わせ：淳彦基金を育てる会 (☎042-523-0571)

(ホームページ <http://www11.ocn.ne.jp/~shin0219/atsuhikokikin-top.htm>)

●**志村大輔基金**

70歳未満の血液疾患がある方で、長期にわたって分子標的薬治療を続け、経済的に困っている方。

◎お問い合わせ：特定非営利活動法人 全国骨髓バンク推進連絡協議会

(☎03-5823-6360)

(ホームページ <http://www.marrow.or.jp/>)

その他の制度として、島根大学医学部附属病院の宿泊助成制度（医学部会館、市内ホテル）について記載

第4部 社会とのつながりの中で自分らしく向き合うために

1. 自宅での療養を続けたい

(1) 訪問診療

かかりつけ医が定期的に在宅で療養している患者さんの自宅を訪問し、診療を行います。さまざまな医学的な管理やがんの痛みなどに対する在宅緩和ケア、終末期のケアも行います。

◎お問合せ：

(2) 訪問看護

看護師が在宅で療養している患者さんの自宅を訪問し、医療面から療養生活の支援を行います。主治医の指示に基づいた生活支援、病院から在宅へ移行するときの準備、在宅での療養生活のトラブル対策、健康状態や病状の管理と適切な各種サービスの提案、看取りなど、看護や介護が必要なご本人はもちろん、そのご家族が、安心して在宅療養を続けられるよう援助します。医療保険または介護保険を使って利用できます。

◎お問合せ：

(3) 訪問薬剤管理指導

薬剤師が在宅で療養している患者さんの自宅を訪問し、薬についてのご説明や薬の管理のお手伝いをします。

また、薬の効果を確認するとともに、副作用や相互作用（飲み合わせ）が出ていないか、薬が歩行や食事、睡眠といった日常生活に影響を与えていないかなどを確認し、その結果を医師に報告します。必要があれば、訪問看護婦・ヘルパー・介護支援専門員などと連携をはかります。

◎お問合せ：一般社団法人島根県薬剤師会（☎0852-25-0900）

※島根県薬剤師会のホームページ <http://www.simayaku.or.jp/> 「在宅薬局検索システム」で、県内の在宅薬局が検索できます。

(4) 介護保険

介護保険の認定を受けると在宅療養を継続するためにベッドや車いすのレンタルしたり、ヘルパーの支援を受けたりができます。お住まいの地区の地域包括支援センターへ相談したり、病院のソーシャルワーカーと相談しましょう。

◎お問合せ：

(5) 身体障害者手帳

一定の障害を持つ方に交付される手帳で、視覚、聴覚、平衡、音声機能言語機能又は

そしゃく機能、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝機能の1 2種類の障害別に基準が定められ、病気による障害が認められる場合があります。

税制上の優遇や各種サービスを受ける際に必要となることがあり、障害の等級や種類によって利用できるものが異なります。

利用できる福祉サービス

- ・介護給付
- ・日常生活用具の給付（人工喉頭、吸引器、吸入器、ストマ装具等の購入補助）
- ・税の減免
- ・各種料金割引、減免
- ・思いやり駐車場 など

※申請してから手帳が交付されるまで約2～3か月かかります。

※申請には指定医が作成した診断書が必要です。

◎お問合せ：各市町村の障害福祉担当課

（6）介護用品のレンタル

自宅での日常生活がより暮らしやすくなるよう福祉用具のレンタルがあります。

車椅子や特殊寝台（ベッド）、床ずれ防止用具などの介護用品が、身体状況や病状によって利用することができます。

提供機関は、福祉用具貸与事業者ですが、担当のケアマネジャーや、病院のソーシャルワーカーへ相談してみましょう。

（7）福祉タクシー

福祉タクシーとは車いすや寝台のまま移動可能なタクシーのことです。車いす車両や寝台車両に限らず、普通車両（セダン型）による通院準備や歩行、乗り降りの介助も含んでおり、乗務員は、ホームヘルパー2級以上の資格を取得しています。

（8）高齢者の相談窓口（地域包括支援センター）

市町村からの委託を受けて、地域住民の介護予防や健康維持のための事業を行います。

社会福祉士などが総合相談窓口を担当し、保健師などが介護予防マネジメント（要支援の認定を受けた人に対して介護予防のケア計画を作成）を行います。

また、介護保険や介護サービスに関する相談や苦情、日常生活上の困りごとなども相談できます。

◎お問合せ：

2. 治療を受けながら働きたい

がんの診断を受けても、毎日の暮らしが止まるわけではありません。診断を受け止め、治療の選択を考えていく忙しい時期に、多くの患者さんは仕事の引き継ぎやさまざまな生活の段取りにも直面します。治療がある程度一段落した後も、職場復帰や経済問題などについて、悩む方は少なくありません。 (国立がん情報センターHPより)

がんを抱えながら仕事を継続するためには、一人で悩みを抱えずに、職場の上司、人事担当者、産業医、産業看護師への相談を考えましょう。

また、病院のがん相談支援センターや、社会保険労務士、産業カウンセラー、産業保健センター、ハローワーク等へ相談することもできます。

◎こちらをご覧ください

がん情報センターHP「がんと共に働く」<http://ganjoho.jp/pub/support/work/>
「がんと仕事のQ&A」

患者さんの体験記など

※内容については、がん診療ネットワーク協議会地域連携部会に確認する必要がある。

3. 地域で安心して暮らしたい

(1) 地域連携クリティカルパス

地域連携クリティカルパスとは、地域の連携医（かかりつけ医）と病院の医師が、治療経過を共有できる「治療計画表」のことです。

病状が落ち着いている時の薬の処方や日常の診療は連携医が行い、専門的な治療や病院でしかできない検査は、病院で行われます。

この地域連携クリティカルパスを活用することで、病院と連携医とが協力し、患者さんの視点に立った安心して質の高い医療の提供体制の構築を目指しています。また、患者さんにとっても長い待ち時間や通院時間の短縮などの負担軽減や、治療計画や経過の把握、連携医の手厚い診療による不安の解消といったメリットにもつながります。

イメージ図

※内容については、しまね医療情報ネットワーク協会
に確認する必要あり。

(2) まめネット

「まめネット」は、島根県内の中核病院をはじめとして、各地の病院や診療所、調剤薬局などの医療機関を相互につなぐ医療情報ネットワークです。

まめネットに接続する各医療機関では、患者さんの同意のもとで診療情報等を閲覧することができるようになります。(これを「連携カルテ」と呼びます。)

これまで複数の医療機関に分散されていた患者さんの医療情報を連携カルテとして共有することで、診断や治療、調剤などを行う際により正確な診断、安全な処置などができるようになります。

イメージ図

第5部 子どもの支援について

1. 子どもの生活を支えたい

(1) 入院中の教育・復学

島根県の一部の拠点病院には、病気やけがで長期入院を必要とする小・中学生が、入院治療中で学校教育が受けられるように院内学級が設けられています。在籍する学校から転校する必要がありますので、主治医・看護師だけでなく担任教諭や院内学級教師へ相談する必要があります。

医療スタッフ、院内学級の教師と、もとの学校の担任教師、養護教諭等と連携・調整を図りながら、本人のからだの状態や学習の状況をもとに、本人と一緒に復学の準備を進めます。

(2) 医療的ケアの必要な子どもの退院支援

医療的なケアの必要な子どもたちが、在宅で安心して療養生活を送るために、入院中の医療機関スタッフ（医療ソーシャルワーカー・看護師等）が、居住地の保健所保健師と連携を図ります。

(3) 入院中のきょうだい支援

・一時預かり保育

一時的に家庭保育が困難な場合および保護者の育児に伴う負担解消のため、認可保育所にて実施されています。

※実施保育園で、直接申し込みが必要です。

・ファミリーサポートセンター

子どもを預けたい人と預かる人をあらかじめ登録しておき、子どもの面倒を見ることができない時に、一時的に子どもを預かってくれる人を紹介するところです。

申し込み：問い合わせは各ファミリーサポートセンター

・その他

様々な状況で、調整が難しい場合には、医療ソーシャルワーカーにご相談ください。

2. 子ども向けの制度を知りたい

(1) 乳幼児等医療費助成制度

島根県では、次代を担う乳幼児等の健全育成及び安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進するため、小学校就学前の乳幼児の入通院、就学後から20歳未満までの児童等の慢性呼吸器疾患等11疾患群による入院を対象に医療費の公費負担助成を実施します。

対 象		入 院	通 院	薬局等(※1)
(1)	0歳から小学校就学前児の入通院 (所得制限なし)	2,000円(月額)	1,000円(月額)	0円
(2)	就学後20歳未満の者の慢性呼吸器疾患等11疾患群にかかる入院(所得制限あり)(※2)	15,000円(月額)	対象外	対象外

※1 薬局等とは、薬局・柔道整復施術所・治療用装具製作所・訪問看護ステーションのことです。

※2 慢性呼吸器疾患等11疾患群とは、1.慢性腎疾患 2.慢性呼吸器疾患 3.慢性心疾患 4.膠原病 5.神経・筋疾患 6.悪性新生物 7.内分泌疾患 8.糖尿病 9.先天性代謝異常 10.血友病等血液・免疫疾患 11.慢性消化器疾患 のことです。

○手続について

- ・ 0歳から小学校就学前に該当する方は、各市町村から「乳幼児等医療費受給資格者証」の交付を受け、支払いの際に医療機関等の窓口で提示してください。
- ・ 就学後20歳未満に該当する方は、直接市町村から助成を受けることとなりますので申請方法を各市町村でご確認ください。

◎市町村からさらに助成を受けることができる場合がありますので、詳しくは各市町村にお問い合わせください。

(2) 小児慢性特定疾患疾病治療研究事業

小児の慢性疾患のうち、特定の疾患について医療の確立と普及を図ること及び患者家族の負担軽減を目的として実施されています。

対象となる人：白血病等の悪性新生物等の疾患に罹患している島根県内に住所を有する 18 歳未満の児童。また、18 歳未満で対象になれば、引き続き 20 歳までの間対象となります。各疾患についてそれぞれ認定基準があります。

問い合わせ先：管轄の保健所（松江市在住の方は松江市役所）

（3）特別児童扶養手当

一定の障害の状態にある 20 歳未満の児童を養育する父または母、もしくは実際の養育者に対する手当です。

支給額：月額 1 級 50,050 円 2 級 33,330 (H25 年 10 月～H26 年 4 月)

段階的な引き下げあり

問い合わせ先：島根県障がい福祉課または市町村宅場の障がい福祉関係課

（4）障がい児福祉手当

重度の障害をもつため日常生活に常時介護を必要とする在宅の 20 歳未満の児童に対する手当です。所得制限があります。入院中の受給（申請）可否は市町村によって異なります。

支給額：月額 14,180 円 (H25 年 10 月～H26 年 4 月)

段階的な引き下げあり

問い合わせ先：島根県障がい福祉課または市町村宅場の障がい福祉関係課

(5) その他の制度

●公益財団法人がんの子どもを守る会療養援助制度

- 一般療養援助一律3万円（所得制限有り）
- 特別療養費援助 入院療養のために必要な諸経費に対して助成を行っています。助成額は当療養援助審査会での審議によって決定されます。申請手続きなど詳しくは、がんの子どもを守る会のソーシャルワーカーあるいは病院のソーシャルワーカーにおたずねください。

第6部 問合せ一覧

■市町村一覧

市町村名	住 所	電話番号（代表）
松江市	松江市末次町 86	0852-55-5555
浜田市	浜田市殿町 1	0855-22-2612
出雲市	出雲市今市町 70	0853-21-2211
益田市	益田市常盤町 1-1	0856-31-0100
大田市	大田市大田町大田 1111	0854-82-1600
安来市	安来市安来町 878-2	0854-23-3000
江津市	江津市江津町 1525	0855-52-2501
雲南市	雲南市木次町木次 1013-1	0854-40-1000
奥出雲町	仁多郡奥出雲町三成 358-1	0854-54-1221
飯南町	飯石郡飯南町下赤名 890	0854-76-2211
川本町	邑智郡川本町大字川本 545-1	0855-72-0631
美郷町	邑智郡美郷町粕淵 168	0855-75-1211
邑南町	邑智郡邑南町矢上 6000	0855-95-1111
津和野町	鹿足郡津和野町日原 54-25	0856-74-0021
吉賀町	鹿足郡吉賀町六日市 750	0856-77-1111
海士町	隠岐郡海士町大字海士 1490	08514-2-0111
西ノ島町	隠岐郡西ノ島町大字浦郷 534	08514-6-0101
知夫村	隠岐郡知夫村 1065	08514-8-2211
隠岐の島町	隠岐郡隠岐の島町城北町 1	08512-2-2111

■年金事務所一覧

松江年金事務所 ☎0852-23-9540

〒690-8511 松江市東朝日町 107

浜田年金事務所 ☎0855-23-0442

〒697-0017 島根県浜田市原井町 908-26

出雲年金事務所 ☎0853-24-0045

〒693-0021 出雲市塩冶町 1516-2

■介護保険 保険者一覧

保険者名	担当部課名	住 所	電話番号
松江市	健康福祉部介護保険課	松江市末次町 86	0852-55-5303
出雲市	健康福祉部高齢者福祉課	出雲市今市町 70	0853-21-2211
益田市	福祉環境部高齢者福祉課	益田市常盤町 1-1	0856-31-0682
大田市	市民生活部高齢者福祉課	大田市大田町大田 1111	0854-82-1600
安来市	健康福祉部高齢者安心課	安来市広瀬町広瀬 703	0854-23-3290
津和野町	健康福祉課	鹿足郡津和野町宇城田 64-6	0856-74-0651
吉賀町	保健福祉課	鹿足郡吉賀町六日市 750	0856-77-1165
邑智郡総合事務組合	介護保険課	邑智郡川本町大字川本 332-15	0855-72-3535
浜田地区広域行政組合	介護保険課	浜田市野原町 859-1	0855-25-1520
雲南広域連合	介護保険課	雲南市三刀屋町下熊谷 1773-1	0854-45-5803
隠岐広域連合	介護保険課	隠岐郡隠岐の島町都万 2016	08512-6-9151

■税務署一覧

松江税務署 ☎0853-21-0440

〒690-8505 松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎

〔管轄地域：松江市、安来市〕

浜田税務署 ☎0855-22-0360

〒697-8686 浜田市殿町 1177

〔管轄地域：浜田市、江津市、邑智郡〕

出雲税務署 ☎0853-21-0440

〒693-8686 出雲市塩冶 13-3 出雲地方合同庁舎

〔管轄地域：出雲市〕

益田税務署 ☎0856-22-0444

〒698-8651 益田市元町 12-11

〔管轄地域：益田市、鹿足郡〕

石見大田税務署 ☎0854-82-0980

〒694-8501 大田市大田町大田イ 289-2

〔管轄地域：大田市〕

大東税務署 ☎0854-43-2360

〒699-1221 雲南市大東町飯田 86-7

〔管轄地域：雲南市、仁多郡、飯石郡〕

西郷税務署 ☎08512-2-0350

〒685-8666 隠岐郡隠岐の島町城北町 55 隠岐の島地方合同庁舎

〔管轄地域：隠岐郡〕

■保健所一覧

市町村名	住 所	電話番号（代表）
松江保健所	松江市大輪町 420	0852-23-1313
雲南保健所	雲南市木次町里方 531-1	0854-42-9623
出雲保健所	出雲市塩冶町 223-1	0853-21-1190
県央保健所	大田市長久町長久ハ 7-1	0854-84-9800
浜田保健所	浜田市片庭町 254	0855-29-5537
益田保健所	益田市昭和町 13-1	0856-31-9535
隠岐保健所	隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24	08512-2-9701
隠岐保健所（島前保健環境グループ）	隠岐郡西ノ島町大字別府字飯 56-17	08514-7-8121